

八幡平市過疎地域持続的発展計画

自 令和8年度

至 令和12年度

岩手県八幡平市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 八幡平市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 市行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	16
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16
3 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	21
4 地域における情報化	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
8	医療の確保	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	35
9	教育の振興	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	36
(3)	計画	38
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	39
10	集落の整備	40
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	40
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	40
11	地域文化の振興等	41
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
12	再生可能エネルギーの利用の推進	43
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	43
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1)	現況と問題点	44
(2)	その対策	44
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	45
14	事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	46

1 基本的な事項

(1) 八幡平市の概況

ア 市の歴史

八幡平市は、西根町、松尾村及び安代町が平成 17 年 9 月 1 日に対等合併し、新市として誕生した。

西根町は、明治 22 年の市制町村制の実施によって、大更村は単独で村制施行し、田頭村と平笠村が合併し田頭村に、平館村と堀切村が合併し平館村に、寺田村、帷子村、荒木田村及び上関村が合併し寺田村になった。さらに、昭和 28 年に制定・施行された町村合併促進法に基づき、昭和 31 年 9 月 30 日に大更、田頭、平館、寺田の 4 村が合併し、西根村として発足し、昭和 36 年 11 月 1 日から町制を施行している。

松尾村は、明治 22 年に松尾村、野駄村及び寄木村の合併により発足している。

安代町は、明治 8 年に浅沢村、岩屋村及び五日市村が合併し浅沢村に、荒屋村、曲田村、目名市村及び滝の又村が合併し荒屋村となり、明治 22 年に浅沢村及び荒屋村が合併し荒沢村になった。さらに、昭和 31 年 9 月 30 日に荒沢村及び明治 22 年に単独村政制施行している田山村の合併により、安代町として発足している。

3 町村は、歴史的・地理的に強い結び付きを持っており、合併前から行政・産業・経済・教育・生活の面においても、活発な交流が行われていた。

イ 自然的条件

本市は、県都盛岡市の北西約 30 km に位置し、東は二戸市、一戸町、岩手町、南は盛岡市、滝沢市、雫石町、西は秋田県仙北市、鹿角市、北は青森県田子町とそれぞれ接している。

本市の南端には秀峰岩手山 (2,038m) がそびえ、岩手県の最高地点となっている。西部地域は、八幡平 (1,613m) をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部は前森山、七時雨山、田代山などの山々が横断している。

これらの山々を源として、本市は大きく 3 つの水系に分けられる。南東部は、北上川水系に属する松川、赤川、涼川、長川が集まって肥沃な盆地を形成し、農業をはじめとする産業活動が活発に展開されている。中央部から北東部は太平洋に注ぐ馬淵川水系最大の支流となる安比川が流れている。また、市内に分水嶺を有し、北西部は日本海へ注ぐ米代川があり、川沿いに平坦地が拓け、集落を形成している。

本市は夏冬の寒暖の差が大きく、令和 6 年の岩手松尾観測点 (野駄) では最高気温が 33.9℃、最低気温が -15.7℃、荒屋観測点 (吠田) では最高気温が 33.1℃、最低気温が -17.8℃となっている。市北西部や山間部は豪雪地域で降雪量が多く、日照時間も、岩手松尾観測点では年に 1,694.2 時間、荒屋観測点では 1,710.7 時間となっている。

また、春夏秋冬の四季の景観、気候がはっきりとし、天候による災害が比較的少ないことも本市の特徴の一つであるが、近年の全国的な異常気象により、本市においても瞬間的な多量の降雨・降雪による災害などが懸念されている。

ウ 社会的条件

本市は、東西約 25km、南北約 45km の区域で、総面積は 862.30 km²、人口は 24,023 人 (令和 2 年国勢調査)、人口密度は 1 km² 当たり 27.9 人となっている。交通機関は、JR 花輪線が市域を縦貫しており、市内には 12 駅が設置されている。

主なバス路線としては、岩手県北バスが本市の中央部を通り、盛岡市から八幡平までを結

び、運行本数も充実し、盛岡市から本市の市街地までの所要時間は約1時間である。また、総合交通体系の構築に向け、平成20年度から安代地区においてコミュニティバスを運行しているほか、西根・松尾地区においても平成23年度より運行を開始している。

道路は、秋田県へ通じる国道282号と市内に3つのインターチェンジがある東北自動車道・八戸自動車道が、並行して市域を縦貫するなど基礎的な交通基盤が整った地域であり、青森県と秋田県を含めた北東北3県でみた場合、本市はこの3県のほぼ中心に位置している。

エ 経済的条件

戦後、高度経済成長期を経て、道路や公共施設など、地域の社会基盤は着実に整備が進んできた。特に、道路整備や情報通信網などの発達によって、住民の生活圏や活動範囲は一段と拡大・広域化しており、従来の地域の枠組みだけでは収まりきらない生活様式へと移り変わってきている。

世界的に経済社会構造が変革する中で、これまでの大量生産消費型の経済・社会体制から、新しい多様な価値を創造する経済・社会への転換が求められており、地方経済は、依然として厳しい状況の中にある。

このような中、本市の就業人口は、令和2年の国勢調査で12,609人となっており、過去からの傾向をみると全体的に就業者数が減少するとともに、特に第二次産業が大きく減少している。また、近年では産業構造の変化から第一次産業の就業者数が減少する傾向にある。

オ 過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本市では、昭和29年から昭和48年までの高度経済成長期において、旧松尾村の松尾鉦山の隆盛により、昭和35年の国勢調査では人口53,805人であったが、昭和47年の松尾鉦山の完全閉山までに人口が急減している。その後、1980年代(昭和55年～平成元年)の34,926人から減少が続いており、平成12年以降は、人口減少が加速的に続いている。

自然増減(出生数－死亡数)は、平成7年以降、死亡数が出生数を上回ったことによる自然減が、年ごとに拡大傾向にある。

社会増減(転入者数－転出者数)は、昭和60年の時点で転出者が転入者を上回る社会減が始まっており、以降、年により変動はあるものの一貫して社会減が続いている。

(イ) 過疎法等による対策

合併する以前の松尾村及び安代町は、4次にわたる過疎法に基づく計画により、積極的に過疎対策に取り組んできた。

合併後においては、市全域を対象に過疎地域に指定され、産業の振興・交通通信対策など各種施策の推進により、懸案とする施策に対処している。また、過疎対策事業債の活用により、市道・農道などの基盤整備、教育関係施設及び生活環境施設などの整備にも一層の進展を促すなどの事業成果を挙げ、発展の基盤を築いてきている。

a 産業の振興

農林水産業については、経営体育成基盤整備事業によるほ場整備を実施することで、米生産コストの低減と農業生産基盤の強化を図るとともに、老朽化する基幹水利施設について、基幹水利ストックマネジメント事業により、既存水利施設の計画的な補修を実施することで施設の長寿命化に努めている。また、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を活用しながら、地域住民の協働による農地及び農業用施設

の維持管理、保全活動を継続的に行っている。草地改良などの基盤整備、経営近代化施設の整備に努めたほか、飼料用米、稲WC Sの導入、高冷地野菜・果樹・花きの栽培、肉牛の生産拡大、シイタケなど特用林産物の栽培、農業の生産性と所得向上に努めた。安代地区においてオリジナル品種の開発や育成技術の向上を図るなど特に力を入れて栽培してきたリンドウは、近年、西根・松尾地区や海外に生産の場を広げ、質・量ともに日本一の産地を維持している。また、公共放牧を有効活用した低コスト生産に取り組み、畜産経営の安定にも努めてきた。

工業については、企業誘致により市民の雇用の場を確保するなど地域経済への貢献は大きく、若者が定着できる企業誘致に努めている。

観光については、安比地域において、昭和 56 年に安比高原スキー場がオープンしたことで日本有数のスキー場として発展し、最盛期では年間 170 万人の観光客の入り込みをみた。八幡平地域においては、自然環境や景観の保全に配慮した開発に留意し、観光関連産業の誘致を推進し、レクリエーション施設を整備するとともに、就業機会の増大や観光客などに対する利便性の向上を図り誘客に努めた。

b 交通通信体系の整備

産業振興と地域開発の基盤となる道路網については、高速交通へのアクセス道路の整備のほか、その他市内幹線道路網についても、順調に整備してきている。また、除雪機械を整備し、冬期間の交通の確保に努めてきた。

通信設備として、テレビ難視聴地域を解消するためテレビ共同受信施設の整備を図るとともに、携帯電話や高速インターネットなどの通信環境の整備・充実に努めてきた。

c 生活環境施設の整備

上水道については、水道施設の整備を順次行ってきたが、今後は老朽施設の更新も必要となってきた。

下水道については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業などにより汚水処理施設を整備し、生活環境の改善と定住環境の整備を進めている。

消防防災については、多様化・複雑化する災害などに対する消防対応力の充実・強化に努めてきており、今後は年々減少する消防団員の確保と自主防災組織の育成・強化及び消防施設の近代化を推進する必要がある。

市営住宅については、住宅に困窮する低所得者などの居住の安定確保を図るための整備を計画的に進めてきた。

d 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

保健関係については、健康意識の向上に努め、検診受診率の向上を図ってきた。また、福祉関係については、介護保険制度の周知と併せ、要介護者などに支援を行い、安心して暮らせる地域づくりを推進している。施設整備としては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの整備に努めた。

児童福祉については、公立保育所の民間移管を行うとともに、施設整備を推進したほか、学童保育クラブの新設なども実施した。

e 医療の確保

医療については、岩手医科大学や県立病院などとの連携による医師確保をはじめ、

地域医療体制の確保や設備充実に努めている。

f 教育文化施設の整備

教育施設については、小中学校の情報環境を整備し、情報カリキュラムへの対応を行っている。また、集団の中で日常的に切磋琢磨することや多様な対人関係を築くことで社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、安代地区では平成15年4月に町内5校の小学校を統合した安代小学校を開校、平成25年4月には田山中学校が安代中学校に統合した。

西根地区では渋川小学校、東大更小学校がそれぞれ平成22年4月、平成25年4月に大更小学校に統合している。

総合運動公園については、西根地区と松尾地区に整備し、屋外・屋内の運動場を問わず、各種スポーツ、レクリエーションに利用され、地域住民の活動拠点の場となっている。

また、田山グラウンド、スキージャンプ台、田山バイアスロン競技場、スポーツ交流館、田山スキー場スキーセンターなどの整備を図り、冬季スキー国民スポーツ大会や各種競技大会を誘致することにより、地域の活性化と地域間交流に寄与してきている。

g その他

本市は、交流を通して相互の自然、伝統や文化などの特性を再認識し、地域を担う人材の育成を図るため、姉妹都市などとの交流事業を推進してきた。

また、首都圏在住の市出身者により結成されたふるさと会との交流やふるさと大使の委嘱を通じて、まちづくりへの助言・情報提供・地元特産品の紹介などの協力関係を構築しているほか、都市と地域の交流も行っている。

国際交流については、タイ・タマサート大学生のホームステイやインターンシップの受け入れを行い、市民等との文化交流を図っている。

(ウ) 現在の課題

本市は、出生数の減少に加え、若年層の流出傾向も依然として高く、若者の定着が課題である。まちづくりの中核となるべき各種団体は会員が減少し、諸行事における協力者の不足、消防団員の減少と高齢化、農家などの経営者の高齢化及び後継者不足など、各方面にその影響が出ており、地域活動の中心となる人材の養成、確保が急がれている。

一方、増加し続けてきた高齢人口は、令和3年をピークに緩やかに減少してきている。しかし、人口減少とも相まって依然として国及び県平均を上回る高い高齢化率となっている。特に、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加に伴い、認知症など支援を必要とする単身等世帯の高齢者が増加していることから、介護その他生活援助サービスに対する需要はますます増大・多様化している。健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、その環境づくりときめ細かなサービス体制の確立など、福祉対策の充実が重要となっている。

農業については、厳しい農業情勢の中で本市の基幹産業としての農業を守り育てるため、地域特性を活かした経営改善を進め、生産性や所得の向上、後継者の育成・確保を図る必要がある。

林業については、山地災害防止機能などの森林の有する多面的機能が果たす役割に対する認識が高まる中、これまでの財産保全的な林業経営から脱却し、治山・治水・防災対策な

どと連携しながら適切な森林の維持管理、保護・保全、機能強化を図るとともに、地域特性を活かした特用林産物振興の促進と後継者の確保を図る必要がある。

商業については、地域に密着した商店街の活性化や後継者不足対策に力を入れる必要がある。

工業については、企業誘致を積極的に推進し、特に若者が定着できるよう就労の場を確保し、雇用の場の拡大を図るとともに、地場産業の育成と振興が必要である。特に、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した企業誘致を推進するなど、企業が魅力を感じる環境整備を図っていく。

観光については、豊富な資源と雄大な自然環境に恵まれていることから、この資源・環境を活用し、関連施設などの整備充実を図り、四季を通じた体験型・滞在型の観光地を目指すなど、多様化する観光客のニーズに応える特色のある観光地の形成を推進していくことが必要である。

上水道については、安全で良質な水を安定供給するため、水質管理や周囲の環境保全など、水源の維持・保全に努めるとともに、配水池や配水管などの水道施設の計画的な整備・更新が必要である。

下水道については、環境保全の意識の高まりから、未整備区域の下水道整備が急がれている。

廃棄物処理施設については、市民の理解と協力を得ながらごみの排出抑制やリサイクルの推進など、資源循環型社会にふさわしい仕組みを構築する必要がある。

市域の内外に通じる国・県道の基幹道路については、観光・産業の振興を図るために国・県道のより一層の整備が必要であることから、関係機関への要望を行うとともに、市道など生活関連道路を計画的に整備する必要がある。

本市の地理的条件を克服し産業の振興を図るためには、高度情報化の推進による地域情報化にも努めなければならない。

生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動は、多くの自主的組織によって行われている。社会教育施設やコミュニティ施設の適正な維持管理を進め、クラブ・サークル・地域団体など良好な環境で活動できるように努めなければならない。

(エ) 今後の見通し

農業の基盤整備は計画的に進んでおり、地域条件や特性を活かした重要作目の生産拡大による主産地形成を図るとともに、今後は観光との結び付きに配慮するなど、これまでの経営構造を改善し、効率的な営農・付加価値を高める農業への関心が高まっている。

一方、新たな企業の誘致にも努めており、高速交通網や広大な用地などの立地条件を活かしていくことが必要である。企業支援及び起業支援を行うことにより、若者などの就業の場が増大され、国内のふるさと志向の高まりの中で、人口の流入及び交流が図られ、人口の定着と市民所得向上などに期待がかかる。

また、豊富な自然資源と恵まれた自然環境を有し、北東北の観光拠点としての機能を担う本市は、十和田八幡平国立公園や安比高原を中心に国・県及び民間団体との連携により、多様化する観光客の志向に対応できる関連諸施設の整備を図り、体験型・通年型・滞在型の観光地づくりを目指し、特色のある観光地としてのイメージづくりに努めている。

(オ) 市の発展の方向

第3次八幡平市総合計画基本構想では、「魅力にあふれ、希望にもえるまちづくり」「豊かな地域資源を生かしたまちづくり」「健やかで、うるおいに満ちたまちづくり」「学ぶ喜びにあふれたまちづくり」「安心・安全で快適なまちづくり」の5つの基本目標を定め、「次世代に希望をつなぐ八幡平市」を将来像としている。また、八幡平市誕生からこれまでの20年間、将来像に掲げてきた「農と輝の大地」は、広く市民に浸透し、その目的を達したものであることから八幡平市のキャッチフレーズに位置付けるものである。

「次世代に希望をつなぐ八幡平市」は、豊かな自然環境、恵まれた資源を生かし、市民がこれからも住み続けたいと思える、また、市に訪れた方に移り住んでみたいと思ってもらえるまちを目指し、次の世代へ希望をもってつないでいくという思いを込め、将来像として掲げるものである。

このことから、「魅力にあふれ、希望にもえるまちづくり」の実現に向け、市の魅力を最大限に活かした移住・定住及び子育ての取り組み、「豊かな地域資源を生かしたまちづくり」に向けた再生可能エネルギーなどの資源を最大限に活用した産業振興、「健やかで、うるおいに満ちたまちづくり」に向けた健康づくりや医療環境の整備、「学ぶ喜びにあふれたまちづくり」に向け、世代を超えてともに学ぶことの喜びを実感できる機会の創出として、芸術及び文化活動並びにスポーツ及び生涯学習の振興、「安心・安全で快適なまちづくり」に向けた社会基盤の維持・整備及び行政サービスの向上に取り組むことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は、表1-1(1)にみられるように、昭和35年の53,805人に比較して、昭和50年には34,491人と19,314人(35.9パーセント)減少したが、この減少の最大の原因は松尾鉦山の閉山に伴うものであり、特に年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が減少している。昭和50年から平成17年までは3万5千人から3万1千人で人口が推移しているが、その後3万人を割り込み令和2年には24,023人となった。特に高齢化率(65歳以上)が年々上昇しており、およそ人口の40パーセントが高齢者という状況に至っている。

一方、年少人口(0歳~14歳)は年々減少しており、今後も出生者数の減少から、この傾向は続くものと思われ、少子高齢化が一層進むものと予想される。

生産年齢人口(15~64歳)については、減少を続けており、少子化の影響が今後の生産年齢人口のさらなる減少に繋がっていくことが懸念される。

イ 産業の現況と今後の動向

本市の就業人口は、表1-1(2)のとおりである。松尾鉦山閉山の影響を受け減少し、少子化や景気の低迷などの影響もあり現在も減少している。

第一次産業就業者数は、昭和35年に比較して、令和2年にはおよそ5分の1になっており、農林業の後継者不足などにより、この減少傾向は今後も続くものと予想される。

第二次産業就業者数は、昭和45年から50年ごろに3千人台に落ちこんだが、以後、企業誘致などにより概ね5千人台に回復したものの、景気低迷や産業構造の変化などの要因により、再び3千人台に減少するなど予断を許さない状況である。

第三次産業就業者数は、増加を続けていたが、平成22年に減少に転じている。これは観光

関連産業によるところが大きく、今後は第三次産業における雇用機会の拡大を図るとともに、第一次・第二次産業との連携など市の産業構造全体の活性化を推進する必要がある。

全体的な傾向は、第一次、第二次及び第三次産業就業者ともに減少している。これは、産業構造の高度化が進んでいる一方で、人口減少により全ての産業就業人口が減少に転じたことを意味しており、この傾向は今後も続くものと考えられる。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		昭和55年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数(人)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	53,805	34,491	△ 35.9	34,926	1.3	31,079	△ 11.0	26,355	△ 15.2	24,023	△ 8.8
0歳～14歳	20,762	8,085	△ 61.1	7,427	△ 8.1	3,858	△ 48.1	2,553	△ 33.8	2,117	△ 17.1
15～64歳	30,801	23,153	△ 24.8	23,694	2.3	18,157	△ 23.4	14,267	△ 21.4	11,926	△ 16.4
うち15歳～29歳 (a)	12,766	7,362	△ 42.3	5,016	△ 31.9	4,445	△ 11.4	2,777	△ 37.5	2,201	△ 20.7
65歳以上 (b)	2,242	3,253	45.1	3,805	17.0	9,064	138.2	9,528	5.1	9,944	4.4
(a) / 総数 若年者比率	23.7%	21.3%	—	14.4%	—	14.3%	—	10.5%	—	9.2%	—
(b) / 総数 高齢化率	4.2%	9.4%	—	10.9%	—	29.2%	—	36.2%	—	41.4%	—

※平成27年調査、令和2年調査では年齢不詳があり、各年齢人口の合計と総数が合致しない

表1-1(2) 産業人口別の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		平成2年	
	実数（人）		実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）
総数	24,775		18,882	△ 23.8	19,466	3.1	18,953	△ 2.6
第一次産業 （就業人口比率）	14,577 (58.8%)		10,136 (53.7%)	—	7,740 (39.8%)	—	6,367 (33.6%)	—
第二次産業 （就業人口比率）	5,560 (22.4%)		3,644 (19.3%)	—	5,535 (28.4%)	—	5,447 (28.7%)	—
第三次産業 （就業人口比率）	4,635 (18.7%)		5,083 (26.9%)	—	6,184 (31.8%)	—	7,137 (37.7%)	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）	実数（人）	増減率（%）
総数	16,523	△12.8	14,315	△13.4	13,845	△3.3	12,609	△8.9
第一次産業 （就業人口比率）	4,157 (25.2%)	—	3,363 (23.5%)	—	3,222 (23.3%)	—	2,831 (22.5%)	—
第二次産業 （就業人口比率）	4,453 (27.0%)	—	3,631 (25.4%)	—	3,486 (25.2%)	—	3,117 (24.7%)	—
第三次産業 （就業人口比率）	7,913 (47.9%)	—	7,297 (51.0%)	—	7,122 (51.4%)	—	6,631 (52.6%)	—

※産業分類不能がある調査年においては、産業別の合計と総数が合致しない

表1-1(3) 人口の見通し

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口	24,023	21,719	19,402	17,217	15,153	13,196	11,349
年少人口 (0~14歳)	2,117	1,750	1,314	992	828	706	589
生産年齢人口 (15~64歳)	11,926	10,093	8,766	7,616	6,321	5,082	4,062
65歳以上人口	9,944	9,876	9,322	8,609	8,004	7,408	6,698

資料：実績については国勢調査（令和2年調査では年齢不詳があり、各年齢人口の合計と総数が合致しない）、推計（令和7年以降）については国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）の値を参照

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、過疎からの脱却と市民所得の向上を目指し、八幡平市総合計画及び八幡平市過疎地域持続的発展計画などに基づき、農林業・商工業・観光業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、社会福祉の向上、教育文化の振興など、各種施策を積極的に推進してきた。

また、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため、行政組織や機構、事務の改善などに努め、庁内ネットワークシステムの導入などによる事務の合理化・効率化を図る一方、職員の資質向上と人事管理の適正化を図り、公務能率の向上に努めてきた。

広域行政については、近隣市町との一部事務組合方式により、介護保険及びし尿を共同処理しており、さらに盛岡広域で消防救急業務や消費者行政、ごみの広域処理に関する事務などを共同で実施している。

イ 財政の状況

本市の財政状況は、表1-2(1)のとおりである。

本市の普通会計の歳入決算額は、平成22年度が185億2,604万円、平成27年度が210億8,924万円、令和2年度が242億988万円、令和6年度が198億1,643万円と、年度による違いはあるが200億円前後となっている。

また、歳出においては、平成22年度が177億5,881万円、平成27年度が203億4,059万円、令和2年度が235億2,074万円、令和6年度が191億2,510万円となっている。平成23年度以降の歳出決算は、新庁舎建設、八幡平温泉郷引湯管等整備事業、小中学校冷房設備設置事業、大更駅前拠点施設整備事業等による投資的経費の増により増加傾向にある。

人件費、扶助費の義務的経費については、令和2年度以降増加している。公債費については、平成27年度以降大型公共事業の実施等により、増加傾向となっていたが、償還が進み令和2年度以降は減少している。

財政構造の弾力性の指標とされている経常収支比率は、令和2年度が98.3%となっており、平成27年度以降上昇傾向にあった。令和6年度は94.2%と持ち直してはいるが、依然として財政構造の硬直化が懸念される状況にある。

また、普通会計のみでなく、その財源を普通会計において支えなければならない特別会計の状況を勘案し、歳入に見合った適正規模の投資的経費を確保しながら、計画的かつ適切な管理を行い、健全財政に努めながら安定した財政基盤を構築するため、効率的な行政運営を展開しなければならない。

ウ 施設整備の状況

八幡平市の主要公共施設の整備状況は、表1-2(2)のとおりである。

市道の改良・舗装率は、昭和55年度にはそれぞれ34.2%と24.9%であったのが、令和6年度には76.5%と66.0%にそれぞれ上昇し、整備が進んでいる。水道普及率については、平成22年度には82.5%となり、以降横ばいで推移している。また、水洗化率については、令和2年度に78.5%であったものが令和6年度には84.3%となっており、今後も水洗化率の向上を図りつつ、汚水処理施設の計画的な整備を推進する。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	18,526,042	21,089,247	24,209,884	19,816,436
一般財源	11,775,341	11,805,818	11,424,124	12,172,661
国庫支出金	1,720,572	2,018,025	4,810,312	2,242,277
都道府県支出金	1,089,345	1,798,073	1,707,883	1,255,634
地方債	1,681,200	1,704,400	2,431,300	996,200
うち過疎債	241,200	391,500	966,100	659,100
その他	2,259,584	3,762,931	3,836,265	3,149,664
歳出総額 B	17,758,812	20,340,597	23,520,748	19,125,100
義務的経費	7,488,655	7,412,345	8,173,044	7,961,333
投資的経費	1,328,633	2,845,681	1,888,596	531,741
うち普通建設事業	1,276,455	2,818,668	1,870,397	527,852
その他	8,535,888	9,546,408	11,511,435	8,553,220
過疎対策事業費	405,636	536,163	1,947,673	2,078,806
歳入歳出差引額 C (A-B)	767,230	748,650	689,136	691,336
翌年度へ繰り越すべき財源 D	252,127	64,453	74,734	66,557
実質収支 C-D	515,103	684,197	614,402	624,779
財政力指数	0.30	0.30	0.30	0.31
公債費負担比率	17.1	18.0	21.2	16.2
実質公債費比率	14.4	9.9	16.2	13.8
起債制限比率	9.5	6.5	10.8	7.0
経常収支比率	85.8	85.9	98.3	94.2
将来負担比率	41.6	—	47.0	21.6
地方債現在高	17,147,129	18,584,048	17,330,470	12,095,146

資料：企画財政課

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	34.2	55.3	67.0	69.9	76.5	76.5
舗装率 (%)	24.9	45.3	61.2	69.9	66.0	66.0
農道						
延長 (m)	—	—	—	184,119	184,119	184,110
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)	19.6	19.6	19.7	20.3	20.4	
林道						
延長 (m)	21,166	42,715	75,717	95,569	101,951	101,951
林野 1 ha 当たりの林道延長 (m)	0.4	0.8	1.2	1.5	1.7	
水道普及率 (%)	62.5	70.1	79.8	82.5	82.5	82.4
水洗化率 (%)	0.0	0.0	17.7	56.6	78.5	84.3
人口千人当たり病院及び 診療所の病床数 (床)	9.9	9.0	7.7	8.4	9.4	9.2

資料：企画財政課

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 市の将来像

本市は多様で豊かな自然環境、観光資源に恵まれており、この豊かな資源を活かし、働く場の創出を図るとともに、市民一人ひとりが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに努め、これからも喜びや幸せを感じることができる、心豊かで心身ともにうらおいを感じるまちを目指す。

また、豊かで恵まれた資源をより一層活用し、生まれ育った人、今住んでいる人がこれからも住み続けたいと思えるまち、多くの人に八幡平市を訪れていただき、訪れる喜びを感じ、心のふるさと、第2のふるさととして将来にわたり八幡平市と関係を持ち、移り住んでみたいと思ってもらえるまちを目指すべく「次世代に希望をつなぐ八幡平市」を市の将来像に掲げる。

イ 基本的施策

(ア) 魅力にあふれ、希望にもえるまちづくり

a 子ども・若者向けの支援の充実

若者世代や子育て世代が希望を持って暮らせる地域社会の実現を目指し、支援の充実を図る。

b 移住定住対策の強化

市民が幸せに暮らし「八幡平市に住んでよかった」と感じることができる、また、移住者も含めみんなが誇りを持てるまちづくりを目指し、支援の充実を図る。

c 地域コミュニティの活動支援

市民参画による持続可能な地域社会の構築を目指し、支援の充実を図る。

(イ) 豊かな地域資源を生かしたまちづくり

a 新たな工業団地造成による企業誘致の促進

産業の持続的な発展と、市民が働きがいを持って活躍できる活力ある地域社会の実現を目指し、産業の育成と雇用の創出を図る。

b 豊かな自然環境を活用した産業振興

農業の中心的な担い手の育成、耕作放棄地の解消、特産品の育成、販路拡大、林業の持続的経営に取り組み、活力ある地域社会の実現を目指し、農林業のさらなる発展と持続可能性の向上を図る。

c 観光振興と第一次産業の連携

市内の農業、商業、工業、観光などの各種産業の連携により、農産物の消費拡大や観光客誘致の取り組みを進めることで地域経済が発展するまちづくりを目指し、持続可能な地域経済の構築を図る。

d 交流人口・関係人口の更なる創出

持続する観光地として、地域経済の活性化を目指し、観光振興を図るとともに、交流人口から関係人口の創出につながる取り組みを推進する。

e 商業の拠点づくり

地域経済の活性化と、市民が便利に安心して暮らせるまちづくりを目指し、商業の振興と地域コミュニティの維持を図る。

f 豊かな自然（再生可能）エネルギーの積極的な活用

エネルギーの自給率向上と脱炭素社会の実現を目指し、エネルギーの地産地消と環境保全を推進する。

g 経済活性化と環境保全の両立

環境保全に関する取り組みを地域経済の活性化に結び付けるため、取り組みを推進する。

(ウ) 健やかで、うるおいに満ちたまちづくり

a 心身ともに健やかに暮らせる社会の推進

市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らせる、健康長寿社会の実現を目指し、取り組みを推進する。

b 地域で支えあう福祉の推進

高齢者や障がい者などすべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、互いを支え合う社会の実現を目指し、地域福祉の充実を図る。

c 安心できる医療の充実

持続可能な医療提供体制の構築を目指し、医療提供体制の充実を図る。

(エ) 学ぶ喜びにあふれたまちづくり

a 地域に根ざした子どもの教育の充実

時代の変化に対応し、すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す質の高い教育の実現を目指し、教育の質向上を図る。

b 文化・芸術に取り組む環境づくり

市民一人ひとりが文化と芸術に親しみ、地域への誇りを育むことができる社会の実現を目指し、文化・芸術活動の充実を図る。

c スポーツ・生涯学習に取り組む環境づくり

スポーツと学びを通じた活力ある地域社会の実現を目指し、市民の健康増進と生涯学習の充実を図る。

(オ) 安心・安全で快適なまちづくり

a 社会基盤の維持・整備

基盤整備、公共施設の有効活用、上水道・下水道の整備による、市民が安全・安心に暮らせる生活環境構築の取り組みを強化し、市民が安全かつ快適に生活を送ることができる環境の整備を進める。

b 持続可能な公共交通の確保

持続可能な公共交通の実現を目指し、市民生活と経済活動を支える公共交通環境の整備を進める。

c 災害・事故・犯罪への対応、危機管理

市民が安全かつ安心に暮らすことができる、災害に強い持続可能な地域社会の実現を目指し、取り組みを推進する。

d 自治体経営（行政サービスの向上）

社会の変化に対応し多様な価値観を尊重しながら、市民と行政が協働しまちづくりに参加する「開かれたまち」の実現を目指し、取り組みを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市の持続的発展の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
人口	人	23,362	21,377	出典：八幡平市人口ビジョン（令和2年3月改訂版） ※ 現況については住民基本台帳
転入率	%	2.02	2.20	
出生数	人	60	80	

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、八幡平市総合計画及び八幡平市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った計画であることから、達成状況の評価についても、毎年度実施している施策評価に準じて行うものとする。

手法としては、基本目標の達成状況について、毎年度開催する八幡平市まち・ひと・しごと有識者会議等において検証を行っていくものとする。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

○既存公共施設等の有効活用

今後も継続していく必要がある公共施設等については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図る。

○公共施設の供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の統合や複合化、廃止及び取壊し等による総量の縮減を図り、公共施設の供給量の適正化を推進する。

○効率的な管理・運営による市民ニーズに対応したサービスの提供

地域のニーズの変化に的確に対応しながら、行政サービスを提供する。そのため、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

インフラ資産は、地域の実情を踏まえ、安全性・機能性を考慮した基盤整備を行うなど、市民生活に必要な機能を確保し、市民ニーズに応えていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口は、合併前の昭和35年の53,805人をピークに減少の一途をたどっている。また、平成12年以降は、人口減少が加速的に続いており、特に若年女性の転出などによる出生数の減少が深刻な課題である。

出生数の減少及び死亡数の増加による自然減の状況が続いており、平成7年以降は死亡数が出生数を上回る状況が続いている。

転出者が転入者を上回る状況も続いたが、近年、外国人を含めると社会減に改善の傾向がみられる。

進学や就職による転出は一定程度避けられないものの、就業・子育て世代の定着促進やUターン・Iターンの受入れ強化が必要である。

また、人口減少は集落の維持にも影響を及ぼしており、若年層だけでなく、元気な高齢者の活躍による地域支え合いの仕組みづくりが重要である。

イ 地域間交流

本市の豊かな観光資源や地域資源を活かし、過疎地域と都市地域相互の特徴を活かした交流ネットワークの仕組みづくりが必要である。

また、多文化共生の意識醸成や国際的な知識・経験の蓄積に向けて、姉妹都市・友好都市との連携強化、市民同士の交流事業の推進が必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住

- 移住定住センターを設置し、移住定住に関する相談や住居の確保までの一貫した支援体制を構築する。
- 市の魅力を効果的に発信するとともに、盛岡広域圏への通勤の利便性を積極的にPRする。
- 若者向けの住宅団地を整備し定住を促す。
- 空き家を移住者向け住宅や起業拠点として活用できるよう、補助金や情報提供を強化する。
- 若年層の定着を促すとともに、都市部からの移住者も地域活動に参加できる仕組みを構築する。
- 出会いの場・気軽に集まることができる場の創出に努める。

イ 地域間交流

- 「姉妹都市」、「友好都市」との交流や「ふるさと会」との連携を通じて、地域資源の交流や互恵関係を構築し、八幡平市の魅力を広く発信する。
- ハロウィン・インターナショナルスクール安比校やタマサート大学との交流を継続し、市民レベルでの国際交流を促進する。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
転入率	%	2.02	2.20	
結婚組数	組	35 (R5)	50	
転入者アンケートによる 自らの意思による転入者の割合	%	33.03	40.00	
姉妹都市交流事業参加者数	人	27	40	
友好都市交流事業参加者数	人	19	30	
国際交流事業参加者数	人	121	480	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(1) 移住・定住				
		住宅団地整備事業	市		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業				
		移住・定住	定住対策事業	市	
			出会い支援事業	市	
		地域間交流	姉妹・友好都市交流事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流関連施設の整備については、地域のニーズの変化に的確に対応しながら、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

本市は、水稲・花き・野菜・畜産などバランスの良い産地形成をしている。高齢化に伴う後継者不足や労働力不足、気候変動などの複合的かつ深刻な課題に対応し、作業の省力化や経営の安定化を図るため、今後も、農地の集積・集約化や水田を活用した水稲に代わる作物への転換を進めていく必要がある。加えて、新規就農支援により経営体数の維持を図ることが必要である。

リンドウは、市場ニーズに応じた品種の育成、高温化への対応が必要であり、ほうれんそうについては生産者の減少や生産環境の変化により生産量が減少している。

地元農産物の消費拡大に向けて、学校給食への地元食材の供給を行っている。市外利用者も視野に入れた地産来消の促進や農産物を活用した他業種との連携が求められる。

市の総面積の約73%を占める森林は、水源涵養やCO₂吸収などの公益的機能を有しており、これらの森林の持つ機能を維持するため、計画的な森林施業の推進が求められている。しかしながら、林業経営は木材価格の低迷や担い手不足などの課題を有しており、木質バイオマス発電など再生可能エネルギーへの転換の促進といった森林資源の有効活用による林業の収益性向上と新規就業者の確保・育成の支援も不可欠である。

ツキノワグマやイノシシ、シカ、ハクビシン等の出没が増加しており、農作物被害や人的被害が懸念されている。

イ 商工業

人口減少と購買の大型店偏重などにより、地元商店の経営環境は厳しく、後継者不足も深刻化しており、持続可能な経営に向けた対応が求められている。

商店街の衰退や高齢化による買い物困難世帯の増加に対応するため、地域の生活支援と商業機能の維持が課題であり、大更駅前商業用地を活用した新たな賑わいの創出や荒屋新町商店街での体験型イベントの展開による地元商店の振興など、地域に根ざした商業拠点づくりが今後の重要な施策である。

令和元年の工業統計（令和4年以降は「経済構造実態調査」として実施）では、本市の製造業事業所数は58事業所、従業員数は2,113人、製造品出荷額は329億3,107万円であったが、令和6年の経済構造統計によると、本市の製造業事業所数は57事業所、従業員数は2,001人、製造品出荷額は376億9,044万円となっており、従業員数は減少しているものの民間の旺盛なる設備投資による生産性の向上により、出荷額は増加傾向にある。一方で海外の経済及び物価動向の影響など、国内経済・物価を巡る不確実性はきわめて高く、長期的な見通しを立てる事は難しい状況である。

市内では工業用地が不足しており、新規操業が停滞していることから、企業誘致の促進に向けた用地整備と受入環境の充実が急務である。また、市内企業の人材確保も喫緊の課題であり、求人情報の周知や総合的な支援体制の構築が求められている。加えて、次世代産業の育成に向けて、起業・創業支援の強化も重要な取り組みとなっている。

ウ 観光

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による各国での海外渡航制限措置に伴い、訪日外国人観光客数は著しい減少が見られたが、令和4年6月の外国人観光客の受入再開、同年10月の水際措置の大幅緩和等により徐々に回復しはじめ、令和5年に入ってから大きく増加した。

八幡平市を訪れる外国人観光客数もコロナ禍前の令和元年度 129,476 人回と比較し、令和 6 年度は 81,744 人回と回復傾向にある。

自然や温泉等の魅力発信により外国人観光客が増加する一方、滞在の短さや交通・受入体制、人材不足が課題であり、長期滞在と地域経済循環の促進が求められている。

スポーツ大会・合宿・教育旅行による宿泊者数は減少傾向であり、少子化の影響による減少に備え、滞在コンテンツの充実と選ばれる地域づくりが課題である。

旅行者ニーズの多様化に対応する観光戦略の構築が必要であり、広域観光ルートや滞在メニューの開発、情報発信・PRの強化が重要となる。

(2) その対策

ア 農林水産業

(ア) 農業

- 認定農業者や集落営農組織への支援を継続し、経営改善や法人化を促す。
- AI、IoT等の先端技術の活用を推進し、省力化と生産性の向上を目指す。
- 新規就農者への支援や学校給食への地元食材の活用も継続し、地域農業への理解促進と担い手の確保を進める。
- リンドウの産地拡大と中規模経営体の育成を推進し、海外展開によるブランド力強化を図る。
- 地域特性に適した作物の生産拡大を支援し、関係機関と連携した販路拡大を進める。
- 市営・民営牧野や繁殖育成センターの活用を促進し、飼養頭数の維持・増頭を図るとともに、「いわて八幡平牛」の消費拡大と流通環境の整備を支援する。
- 鳥獣被害防止計画を定め、関係機関との連携により、農作物被害等の把握や有害鳥獣駆除体制の構築を図るとともに、電気柵の設置や誘引物の適正処理等の侵入防止・環境管理対策の促進を図る。

(イ) 林業

- 森林整備事業を継続し、計画的な伐採・再造林を推進する。
- 木質バイオマスの利活用による雇用創出や若者の新規就業支援を通じて、林業の持続的経営と地域定住の促進を図る。

イ 商工業

- 大更駅前沿道商業用地への商業施設の誘致を引き続き推進し、賑わいの中心となる拠点エリアを創出する。
- 荒屋新町商店街の体験メニューやイベントを支援し、市内外からの集客と消費の拡大を図る。
- 後継者不足や労働力不足に対応するため、商工会等と連携し担い手確保に向けた情報発信や支援事業を強化する。
- 若者の創業やUターン・Iターン者による事業承継を支援し、地域商業の持続性を高める。
- 空き店舗の実態調査を継続し、創業支援に関する補助金などを活用した新たな事業の創出を促す。
- 空き店舗を、地域住民の交流拠点や若者のチャレンジスペースとして活用することで、商業地の賑わいづくりにつなげる。
- 高齢者など買い物に困難を抱える世帯の状況を把握し、移動負担の少ない買い物の在り

方について検討する。

- 既存の工業団地の有効活用に加え、再生可能エネルギーを活用できる新たな産業団地を造成し、多様なニーズに対応した用地整備を進める。
- 成長分野の企業誘致を積極的に行い、産業構造の高度化を図る。
- 市内企業の魅力を伝える情報発信を強化し、新卒者だけでなくUターンやIターン希望者への情報提供を充実させ人材確保を図る。
- 地元高校などと連携した企業見学を推進し、若者の地元企業への関心を高める。

ウ 観光

- 体験・学習の滞在型観光の充実、交通や多言語化対応を含む受入環境の改善、地域住民や事業者・ガイド等の担い手育成を進め、自然と共生しながら持続的に地域経済に寄与する観光地づくりを推進する。
- 盛岡広域圏及び県北エリアとの連携並びに地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりの取り組みなど県境を越えた広域での連携を強化する。
- スポーツ合宿の誘致を行い、閑散期の宿泊者増加につなげる。
- トレッキングやスノーシューなど、体験型・参加型のメニューを充実させ、自然を満喫できる通年型体験メニューをさらに充実させる。

対策の目標

指標項目	単位	現況 (R6)	目標 (R12)	備考
認定新規就農者の数	人	4	累計 15	
農業販売額	百万円	6,500	6,500	
花き販売額	百万円	1,144	1,250	
商店街等組織構成員数	店	61	70	
日常用品の市内個人商店の買い物率	%	22.1	25.0	
誘致企業数 (操業中)	社	26	27	
起業件数 (累計)	件	12	17	
観光入込客数	千人回	1,550	2,400	
外国人観光客数	千人泊	82	220	
スポーツ関係宿泊者数	千人泊	10	10	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業			
		県営事業等促進対策事業	県	
		県営農業農村整備事業（ほ場整備事業）	県	
		有害鳥獣対策事業	市	
	林業			
		市有林造成事業	市	
		林業振興事業	組合等	
	(3) 経営近代化施設			
	農業			
		りんどう品種開発事業（施設修繕等）	市	
		花き研究開発センター管理運営事業	市	
	(7) 商業			
	共同利用施設	大更駅周辺賑わい創出事業	市・商工会	
	その他	物産振興事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		松尾鉱山関連施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第一次産業	振興作物推進事業	生産組合等	
		りんどう品種開発事業	市	
		安代りんどう品種海外活用事業	市	
		営農振興支援対策事業	市	
		畜産施設管理事業	市	
		畜産振興事業	市	
		有害鳥獣対策事業	市	
	商工業・六次産業化	商店街活性化事業	商工会	
		大更駅周辺賑わい創出事業	市	
商工振興対策事業		商工会		
物産振興事業		市		
産業まつり開催事業		実行委員会等		
温泉産直施設維持管理事業		市		
特産品開発・販路拡大支援事業		市		
体験型観光推進事業		市		
八幡平ブランド展開支援事業		市		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	観光	スポーツツーリズム推進事業	実行委員会等	
		観光振興対策事業	観光協会等	
		観光施設維持管理事業	市	
		八幡平・安比地区2次交通機関対策事業	事業者	
		地域DMO事業	市	
		観光プロモーション推進事業	事業者等	
		観光客誘致対策事業	市	
	企業誘致	起業志民プロジェクト事業	市	
		GX 産業団地整備事業	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
八幡平市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)、(3)のとおり

ウ 他の市町村との連携に関する事項

盛岡広域や近隣市町村との連携を図り、広域的な範囲で産業振興に取り組む。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興に資する公共施設等については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進する。

既存公共施設等の有効活用を図るとともに将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の統合や複合化、廃止及び取壊し等による総量の縮減を図り、公共施設の供給量の適正化を推進する。

また、地域のニーズの変化に的確に対応しながら、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市は、山間部が多いため季節変動により電波が脆弱であることから、テレビ難視聴地域が多く存在している。

テレビ難視聴地域住民においては、対策としてテレビ共同受信施設組合を立ち上げ、加入世帯による積み立てを行い、軽微な施設修繕や維持管理を行っているものの、施設老朽化に伴う改修などは費用が高額となるため、組合独自の積み立てでは対応できず、市単費による補助が財政上大きな負担となっている。

情報技術の進展に伴い、ICTを活用した行政サービスの提供や情報の受発信は不可欠となっている一方、高齢世代に対する情報機器の活用支援や誰もが容易にアクセスできる情報提供の仕組みづくりが課題となっている。

(2) その対策

- テレビ難視聴地域の老朽化した共同施設の更新を図り、快適な暮らしに向けて情報通信環境の整備を進める。
- 災害時を含め、あらゆる世代に確実に情報が届くようSNSや防災無線など多様な手段を組み合わせた体制を整備する。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
SNSフォロワー数	件	4,246	5,700	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災緊急情報伝達システム更新事業	市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ難視聴地域解消事業	共同受信施設組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進する。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

道路施設は、橋梁等の老朽化が進行しており、長寿命化による更新費用の抑制と平準化が課題となっている。

学校周辺や商店街といった人通りの多い道路の歩道整備など、安全対策を強化するとともに、特別豪雪地帯を抱える本市において、冬季の除雪体制の充実による交通安全の確保も重要な課題である。

イ 交通

国道282号、東北自動車道、J R花輪線などの広域交通網に加え、生活路線バスやコミュニティバスが運行されており、地域の移動手段として重要な役割を果たしている。

J R花輪線及び路線バスでの利用者減少に伴う減便により、通勤や通学などに不便が生じているほか、コミュニティバスにおける利便性向上が課題となっている。

公共交通の利便性向上と利用促進に加え、コミュニティバスの利用者ニーズに応じた柔軟な運行が可能なデマンド運行の導入・拡充により、持続可能な交通体系の構築が求められている。

(2) その対策

ア 道路

- 生活関連道路の維持管理を徹底するとともに、歩道の整備を継続的に推進し歩行者の安全を確保する。
- 冬期間の交通確保のため、適切かつ効率的な除排雪を実施する。
- 市内の国道や県道の危険箇所の解消、歩道設置については、引き続き国・県へ強く要望する。

イ 交通

- J R花輪線については、利便性の高いダイヤ改正をJ R東日本に要望するほか、利用促進策を継続して講じる。
- 広域生活路線バス等の維持・確保に努め、市民の移動手段を確保する。
- コミュニティバスについては、市民がより利用しやすい公共交通ネットワークを構築するため、デマンド運行など、地域の実情に応じた新たな運行手段の導入などを検討する。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
道路改良率	%	76.5	76.6	
J R花輪線大更駅乗車人員	千人	68	90	
広域生活路線バス利用者数	人	387,966	390,000	

西根・松尾地区コミュニティバス年間利用者数	人	20,241	28,000	
安代地区コミュニティバス年間利用者数	人	6,725	8,000	
地域内幹線交通年間利用者数	人	1,356	2,500	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路			
	市道山子沢線整備事業（通学路） L=164m、W=5.5（7.0）+片2.5m	市		
	市道大更駅東線整備事業 L=320m、W=6.0（7.0）+両4.0m	市		
	市道松森山後谷地線整備事業 L=309m、W=4.0（5.0）m	市		
	市道堀切東線整備事業 L=1,564m、W=4.0（5.0）m	市		
	市道鴨志田線外整備事業 L=3,752m、W=5.5（8.5）+片2.5m	市		
	市道森合線外整備事業 L=328m、W=5.5（7.0）+片2.5m	市		
	市道十二林線外整備事業 L=266m、W=4.0（5.0）m	市		
	市道中台線整備事業 L=430m、W=5.5（7.0）+片2.0m	市		
	市道安比線整備事業 L=1,850m（歩道整備）	市		
	スマートインターチェンジ整備事業 L=712m（上り254m+下り458m）	市・ネク コ		
	市道星沢前森山線整備事業 L=899m+片2.0m	市		
	沢口地区流雪溝整備事業 L=400m	市		
市道松子線整備事業 L=730m	市			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		道路施設点検補修事業	市	
		市道等改修事業	市	
		道路軽舗装整備事業 要望 90 箇所、年 5 路線	市	
		通学路等道路補修事業	市	
		市道柵沢線整備事業 L=460m W=8.5 (9.5) m (大橋取付道路整備)	市	
		市道永持 1 号線外整備事業 本線 L=1,010m 支線 L=297m W=9.0 (11.5) +片 2.5m	市	
		市道南北支線整備事業 L=406m	市	
		橋りょう		
	橋梁長寿命化対策事業 橋梁補修工事 108 橋	市		
	(8) 道路整備機械等			
	除雪機械整備事業	市		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	コミュニティバス運行事業	市	
	その他	公共交通機関利用促進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう等については、八幡平市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、道路交通の安全性を確保するとともに、長期的な視点をもって、健全度の把握・日常的な維持管理に関する基本方針をもとに、修繕・架変え等に係る費用の縮減を図っていく。

また、利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な道路・橋りょう等の整備を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

市の水道普及率は平成28年度以降82.5%前後と横ばいで推移しており、人口減少に伴う水需要の変化や老朽施設の統合による効率的な施設配置が課題である。未給水地区への対応や老朽管の更新を含めた持続可能な経営体制の構築が必要であり、今後も豊富な水資源を活かした安全な水道事業の継続が求められている。

イ 下水処理施設

下水道については、水質改善が進む一方、整備済み区域において下水道への未接続世帯が未だ多くあることから、接続率の向上が課題となっている。また、施設の老朽化に伴い修繕・機能強化が課題となっている。

これまで、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を組み合わせることで汚水処理を進めてきたが、未整備区域が未だ存在することから早期整備に向け整備手法の検討が必要である。

ウ 廃棄物処理施設

ごみの排出抑制や容器包装リサイクル法の対象品目の拡大を図り、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムを構築する必要がある。

また、公共関与による次期産業廃棄物最終処分場整備に引き続き協力していく必要がある。

ごみのポイ捨て、河川・山林原野など人目につきにくい場所への不法投棄を防止するため、市民・事業者の協力のもとに施策を展開する必要がある。

エ 火葬場

施設が老朽化していることから、改善を図る必要がある。

オ 消防施設

火災から住民の生命及び財産を守るため、防火対策の啓発や市民の防火意識の向上を図る必要がある。

防災・減災には「自助・共助・公助」の連携が不可欠であり、自主防災組織の結成支援と人材育成が重要である。

地域に精通し、防災の要である消防団は、人口減少や高齢化、就業形態の多様化などにより団員の確保が困難となっており、地域防災の担い手不足の解消のため、平時の日中火災に対応できる消防団の体制や仕組みづくりが課題となっている。

消防車両は耐用年数を大幅に超過した車両が多数あり、機能が低下している。令和2年4月に実施した分団再編を受けて、適正な車両配置を進める必要がある。

消防施設等については、老朽化による消防力の低下が懸念され、特に非耐震性の防火水槽については、大規模地震や冬期間の積雪・凍結等により使用不能となる恐れもある。また、適正な消防用水利の配置がなされていない地域もあることから、これらの解消が望まれている。

カ 交通安全・防犯

交通事故件数は横ばい傾向であり、高齢者の割合が高く、免許返納後の移動手段確保などの対策が必要である。

刑法犯罪発生件数は年度ごとに増減を繰り返しており、手口は日々巧妙さを増している。

これまでの防犯活動に加え、地域単位で不審者や犯罪に巻き込まれないための情報共有を図る仕組みの構築など、未然に犯罪を防ぐ対策も重要となる。

キ 住宅

生活の基盤となる宅地や住宅の在り方を考え、街並みやコミュニティ・集落の形成をどう捉えるかは、これからのまちづくりの重要事項の一つであり、地域経済の拠点形成と併せて、周辺住宅地の整備によるコンパクトな街並みの構築について検討する必要がある。

市営住宅は381戸が建設されているが、耐用年数が経過した老朽化住宅については住環境の改善、耐用年数が経過しない住宅については計画的に修繕又は改善する必要がある。

また、既存ストックの長寿命化と安心安全で快適な居住環境の向上を図るため、一般住宅への支援を図る必要がある。

ク 環境保全

岩手山や八幡平をはじめとする雄大な自然環境に加え、里山や田園風景など地域に根差した豊かな自然を、市の重要な資産として次世代へ継承していくことが求められている。

令和2年2月には「2050 ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す取り組みを推進していることから、環境負荷の低減や資源の循環的かつ有効な活用に加え、これらの取り組みを地域経済の活性化につなげる視点が重要である。

また、公害防止対策や不法投棄の防止に向けた取り組みは、住環境の質の向上に資するものであり、定住促進や地域ブランドの形成にも寄与するものであることから、環境保全と経済振興を両立させる持続可能な地域づくりが、今後の重要な課題である。

(2) その対策

ア 水道施設

- 良質な水を安定的に供給するため、計画的な施設更新整備を行う。
- 安定した水道事業の経営を維持するため、維持管理費の節減及び水道料金収入の確保に努める。

イ 下水処理施設

- 生活排水等の処理に係る公共下水道、浄化槽などの生活環境の整備を計画的に推進し接続率の向上に努める。
- 更新計画に基づき、老朽化施設の修繕や機能強化を進める。
- 地域の人口・世帯数などの状況に応じた地域個別の汚水処理の在り方について検討を進め、市全域で汚水処理ができるよう努める。

ウ 廃棄物処理施設

- 不法投棄防止のため、関係機関との連携によるパトロール等の監視活動、ごみの適正処理の啓発活動に努める。
- し尿については、一部事務組合を構成し処理しており、老朽化により更新や延命化が必要な施設は、構成市町との協議を踏まえ、適正な処理環境の整備に努める。

エ 火葬場

- 老朽化した施設の更新と施設全体を拡張し、利便性の向上を図る。

オ 消防施設

- 火災の発生を抑制する予防活動と消防防災機能の充実や、市民の防災意識の向上・啓発

を図るとともに、機能別消防団員の加入促進、自主防災組織の結成・活性化及び各地域の組織が連携して災害時に対応できる体制整備を図る。

- 市民に最も身近な消防組織である消防団の体制、装備の強化を図ることにより、被害を最小限に食い止めることができるよう努める。加えて、老朽化した防火水槽の耐震性防火水槽への更新、防火水利が不足している地域への防火水槽等消防水利の整備、各種消防車両や防災用資機材の計画的な更新に努め、消防力の充実・強化を図る。
- 自然災害の多発・激甚化に対応するため、土砂災害警戒区域等の周知と、災害発生時の迅速な情報伝達、避難体制の確立を進める。
- 市民一人ひとりの防災意識を高めるための啓発活動の強化、自主防災組織の結成と連携の促進及び個別避難計画の策定支援により、地域全体の災害対応能力を向上させる。
- 防災・減災には「自助・共助・公助」の連携が不可欠であり、自主防災組織の結成支援と人材育成が重要である。

カ 交通安全・防犯

- 自動車運転免許を返納した高齢者などの生活の足を確保するため、コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促す。
- 犯罪や交通事故のない安心で安全な地域を目指し、防犯灯の整備や地域での見守り・防犯活動に努める。

キ 住宅

- 地域への定住促進に向けて、民間による良質な宅地の供給を図るとともに、市営住宅の住環境整備を行い、良好な住宅の確保に努める。
- 高齢化社会に対応した高齢者に優しい住宅づくりを促進する。
- 既存ストックの長寿命化と安心安全で快適な居住環境の向上を図るため、一般住宅への支援を図る。
- JR花輪線の利用促進対策の推進と併せ、良質な宅地の供給を図る。

ク 環境保全

- 市民・事業者と連携し、自然環境保全を地域ブランドとして確立する。
- 温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、省エネ化や再生可能エネルギーの導入、Jクレジットによる取り組みを推進する。
- 家庭での生活ごみの減量や資源ごみのリサイクル、プラスチックごみの分別を推進するとともに、事業所からの廃棄物の分別も徹底し、環境に配慮した意識の啓発に努める。
- リサイクル関連産業の育成・誘致を検討する。
- 不法投棄を防止するため、パトロールを継続実施し、不法投棄に対する監視に努める。
- ごみの広域処理、最終処分場の整備など、ごみ問題の解決策などを検討し、市だけではなく、広域を基本とした問題解決に取り組んでいく。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
水道普及率	%	82.4	82.4	
汚水処理施設整備率	%	82.9	86.0	
リサイクル率	%	9.8	20.6	
自主防災組織の数	団体	3	10	
個別避難計画策定率	%	31.7	85.0	
消防団員充足率	%	86.3	95.0	
人身事故発生件数	件	22	0	
刑法犯罪発生件数	件	20	0	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	上水道				
		統合事業配水連絡管整備事業	市		
		水道施設設備更新事業	市		
		老朽管更新事業	市		
		水道施設維持管理事業	市		
	(2) 下水処理施設				
	公共下水道				
		公共下水道施設維持管理事業	市		
		公共下水道整備事業	市		
		特定環境保全公共下水道施設維持管理事業	市		
		公共下水道施設長寿命化対策事業	市		
	農村集落排水施設				
農業集落排水機能強化対策事業		市			

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	備考	
	その他					
			市町村設置型浄化槽整備事業	市		
			補助金型浄化槽設置整備推進事業	市		
	(5) 消防施設					
			消防車両整備（更新）事業	市		
	(6) 公営住宅					
			市営住宅維持管理事業（修繕）	市		
			市営住宅整備事業（建替整備・解体）	市		
			市営住宅整備事業（既存ストック改善）	市		
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業					
生活		住宅水洗化リフォーム支援事業	市			
防災・防犯		交通安全協会補助事業	交通安全協会			
		防犯協会補助事業	防犯協会			
(8) その他						
			河川維持管理事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設、汚水処理施設、消防・防災施設、市営住宅の公共施設については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進する。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の供給量の適正化を推進する。

また、地域のニーズの変化に的確に対応しながら、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 保健

生活習慣病の予防は、本市に限らず全国的な課題であり、各種がん検診及び特定健診の受診率向上と特定保健指導の充実を通じて、生活習慣の改善を図る取り組みが引き続き求められている。市民の健康寿命の延伸と医療費の抑制に資する施策として、予防医療の推進は重要な位置付けとなっている。

また、社会環境の複雑化や人間関係の変化に伴い、心の健康に不調を来す市民が増加傾向にあることから、地域における見守り体制の強化や相談支援の充実を図ることが必要である。

イ 児童福祉

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進め、定住促進へつなげるために福祉の充実が重要である。

核家族化などにより、家庭の養育機能の低下が見受けられるほか、社会的に孤立した状況での子育ての不安に対応するため、行政・企業・地域が連携し、社会全体で子育てを支える環境づくりが必要である。

また、安心して子どもを預け働けることができるよう、保育体制の充実が求められるとともに、地域力を活用した子育て支援の充実が必要である。

本市は、少子化の進行により、年少人口・生産年齢人口の減少が続き、地域の産業・教育・コミュニティ活動に深刻な影響を及ぼしている。

結婚組数の減少も出生数低下の一因となっており、人口減少の抑制には、安心して結婚・出産・子育てができる環境整備が不可欠であり、様々な子育て支援策を講じてきたが、人口減少は依然として続いている。

今後は、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実、子育てと就労の両立を支える仕組みづくりが求められる。

ウ 高齢者福祉

要介護状態となる可能性が高い後期高齢者の増加が見込まれており、認知症を含む支援が必要な高齢者の増加や一人暮らし・高齢者のみの世帯の増加に伴い、家庭内での介護力の低下が懸念されている。

要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、見守り体制や生活支援サービスの充実などの地域づくりが重要な課題となっている。

エ 地域福祉

地域のさまざまな課題に対応することは、行政による福祉サービスの充実だけでは困難であり、住民相互の助け合いだけでも対応することはできない。このため、行政による福祉サービスのさらなる充実と、住民相互の助け合い・支え合いを一体のものとして、地域福祉の向上に努める必要がある。

「地域で共に助け合い・支え合う」という意識の醸成を図るとともに、障がい者や高齢者の生活を地域全体で支えるネットワークやシステムづくりによる日常生活の支援に加え、災害時における早期の避難支援の体制づくりが求められている。

生活保護世帯数は増えてはいないが核家族化の進行に伴い、高齢者世帯の割合が高くなっており、セーフティネットとして、生活に困窮している方への支援が求められている。

オ 障がい者福祉

身体障がいのうち、生活習慣病などに起因する内部障がいの割合が高くなっている。また、統合失調症などの精神的な障がいや発達障がいが増加傾向にある。このため、保健・医療・福祉が連携し、生活習慣病の予防や心の健康づくり、また、発達障がいの早期発見と適切な支援を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 保健

- 各種がん検診及び特定健診を受診しやすい環境を整備し、働き盛り世代を中心とした健診受診率の向上を図る。
- 特定健診や特定保健指導、健康教室、健康相談の充実を図りながら健康づくりを推進する。
- 受診結果表に基づく保健指導や健康状態に応じた継続的な支援を強化し、生活習慣病の重症化予防に取り組む。
- メンタルヘルスに関する相談体制を強化し、市民の心の健康に関する不安や悩みに対応する。
- ストレスの軽減や心の健康維持に向けた啓発活動や講座を充実させ、市民生活の質の向上を図る。

イ 児童福祉

- こども家庭センターの機能強化により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。
- 子ども・子育て会議や民間団体との連携を深め、地域全体で子どもを育む仕組みを構築する。
- 保育サービスの推進を図り待機児童数ゼロの継続、放課後児童健全育成事業の充実に加え、子どもの貧困問題に対し、学習支援や居場所づくりなど多角的な支援を国・県と連携して進める。
- 乳幼児健診や各種母子保健事業、子どもの発達に関する相談支援等の充実を図り、安心して子育てができるよう、支援体制を整備する。
- 学童保育クラブの受入れ体制や活動の充実と地域との連携を図り、地域力を活用した子育て家庭の支援を推進する。

ウ 高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・福祉が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に努める。
- 高齢者が定期的に集い活動できる機会の増加に努め、高齢者の社会参加を促進する。
- 介護予防と保健事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸に努める。

エ 地域福祉

- 民生委員、児童委員について、市広報紙等によってその活動について理解の促進を図るとともに、活動の負担軽減を図り、活動しやすい環境を整えていくよう努める。
- 福祉ボランティア活動の意義を広く周知し、活動団体の拡大を支援する。
- 災害時避難行動要支援者の個別避難計画策定を、自主防災組織や自治会と連携して推進

する。

- 経済的に困窮状態に陥ったり社会的に孤立したりして日常生活に困難を来している方に対し、相談窓口となっている市社会福祉協議会や関係機関と連携して、自立に向けた支援を行う。

オ 障がい者福祉

- 障がい者が自らの望む地域において自立した生活を営むために、障害福祉サービスの適切な利用を支え、様々なニーズに対応する相談支援体制を構築する。
- ユニバーサルデザインに留意し、公共施設をはじめ、すべての人にやさしい環境の整備を支援し、障がい者への理解推進に努める。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
特定健診受診率（国保被保険者）	%	40.7	45.0	
保育所待機児童数 （年度末）	人	0	0	
要介護認定率（第1号被保険者）	%	18.9	18.7	
福祉ボランティア団体登録会員数	人	284	350	
就労継続支援利用者及び一般就労（継続・移行）者数	人	125	125	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所			
		市立保育所環境整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業	市等	
		副食材料費給付事業	市	
		私立保育所整備事業	私立こども園	
		私立保育所等一時保育促進事業	私立保育所等	
	私立保育所等運営事業	私立保育所等		

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		地域子育て支援拠点事業	事業者	
	高齢者・障害者福祉	シルバー人材センター運営事業	シルバー人材センター	
	健康づくり	医療費助成事業	市	
		生活習慣病予防事業	市	
		予防接種事業	市	
	その他	母子保健事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て支援施設・保健福祉系施設の公共施設等については、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の供給量の適正化を推進する。

また、地域のニーズの変化に的確に対応しながら、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療従事者が慢性的に不足している状況にあり、閉院などに伴う常勤医師数の減少や医師の高齢化が課題となっている。看護師については医療機関だけでなく社会福祉施設においても不足している状況であるため、看護師を養成し、医療従事者の持続的な確保に努める必要がある。

また、地域医療の中核施設としての役割を担う八幡平市立病院については、引き続き医療体制の整備・充実を推進し、市民の期待に応える必要がある。

人口構造の変化に伴う医療・介護の複合ニーズに対応するため、在宅医療も含めた包括的な医療体制を構築していく必要がある。

(2) その対策

- 盛岡広域圏の医療機関との連携をさらに強化し、市民がいつでも安心して（救急）医療を受けられる環境を整備する。
- 医師や看護師をはじめとする医療従事者の確保と定着を図る。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
新規養成看護師数	人	0	累計5	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	病院整備事業（田山診療所塗装改修・ボイラー更新）	市	
		水道水水質改善工事	市	
		旧西根病院建物解体事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	地域医療推進事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

診療施設については、市民の健康保持に必要な地域医療を確保するため、公営企業会計の原則に基づき、独立採算で経営できるよう、最大限効率的な管理運営を図り、これまでの住民サービスを可能な限り維持することに取り組む。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

少子化による児童生徒数の減少により、長期的視点で学校施設の再編を検討する必要がある。

また、学力向上に向け、小中連携を強化し、義務教育9年間を見通した段階的な指導による基礎学力の定着を図ることが重要であり、「主体的・対話的で深い学び」の実践を視点とした子ども主体の授業の充実が求められる。

加えて、郷土を愛し大切に作る心情の育成や社会参画意識の醸成に向けてキャリア教育や総合的な学習のさらなる充実が必要である。

併せて、コミュニティ・スクールの取り組みにより、地域と連携した学校づくりを進めるとともに、GIGAスクール構想のさらなる推進のため、引き続きICT環境の整備と活用を一体的に進めることが求められる。

近年は、ハロウインターナショナルスクール安比校の開校により、様々な分野での交流が図られ、国際交流などの機運の高まりがみられる。

市内唯一の高等教育機関である県立平館高等学校の生徒数減少も課題であり、魅力向上による入学者確保が求められる。

イ 生涯学習

平成26年度から地区公民館をコミュニティセンターへ移行し、多様化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供を進めています。一方で、地域間の取り組みの格差が課題であり、広域的かつ体系的な事業の充実が求められている。

令和8年度から大更駅前に移転した市立図書館は、蔵書数を増やすとともに読み聞かせコーナーや学習スペースといった施設の充実を図るなど、市民ニーズに的確に対応できる機能を備えた情報拠点として、市民が集い、暮らしを豊かにできる新たな図書館の機能とサービスの充実が求められている。

ウ スポーツ

市内にはスキー場・ジャンプ台・ラグビー場・サッカー場・テニスコート・野球場・ゴルフ場等の多種多様なスポーツ・レクリエーション施設が整備されており、年齢や体力に応じて、気軽に参加できる場の充実と、競技志向層への支援の両面から、さらなる環境整備が求められる。

また、スポーツ振興と競技力向上に向けては、指導者の育成が不可欠であり、市体育協会や各競技団体、スポーツ推進委員との連携による普及体制の強化が必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

- 児童生徒数の減少や学校施設の老朽化を踏まえ、保護者や地域との対話を重ねながら、中長期的な視点での小中学校の適正規模・適正配置を進める。
- 平成23年度から取り組んでいる小中連携の取り組みを基盤として、中学校区連携・同校種連携の充実をより一層図りながら、各学校において諸調査を活用し、学習に関する状況や課題を明確にして、組織的に課題の分析や指導方法の改善に取り組む。

- 保護者や地域住民と連携し、地域の歴史、文化、産業を学ぶ時間を設け、地域に誇りを持つ心を育てるとともに、国際交流や異文化の理解等の機会を増やすなど、地域資源を活用した学習機会を充実させる。
- 「主体的・対話的で深い学び」を推進し、基礎学力の定着と、思考力・判断力・表現力の育成を目指す。
- 発達段階に応じたことばの教室や学習支援員によるサポートを継続・拡充し、すべての子どもたちが自信を持って学べる環境を整備する。
- GIGAスクール構想を最大限に活用し、個別最適化された学びと協働的な学びを両立できる教育環境を整備する。
- スクールバスの運行や通学時の安全確保など、子どもたちが安心して学習できる環境づくりに努める。
- 岩手県立平舘高等学校への支援を継続し、同校の特色や魅力の情報発信などの支援により入学者の増加を図るとともに、教育の充実と企業による就労体験など地域連携を強化する。

イ 生涯学習

- 多様な学びの機会を提供するため、コミュニティセンターなどの適正な維持管理に努め、良好な学習環境を提供するとともに、年齢や関心に応じた多様な生涯学習プログラムを提供する。
- 市立図書館については、居心地がよく、市民が交流でき、子どもの成長を支え、まちの魅力を発見し、学びの拠点となる図書館サービスの提供に努める。

ウ スポーツ

- 市民のニーズに応じた多様なスポーツイベントやプログラムを企画・実施するため、施設の有効活用を促進する。
- 各地域・集落内の小規模な施設も有効活用し、日常的に継続できる運動の普及、関係機関と連携した魅力あるスポーツプログラムの提供や指導者の育成を図る。
- スポーツ施設を活かし、スポーツ合宿や各種大会の誘致を積極的に行う。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
全国学力・学習状況調査小学校6年児童 質問紙調査「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」	%	90.0 (積極肯定＋ 肯定回答)	95.0 (積極肯定＋ 肯定回答)	
全国学力・学習状況調査中学校3年生 質問紙調査「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」	%	94.8 (積極肯定＋ 肯定回答)	95.0 (積極肯定＋ 肯定回答)	
平舘高等学校生徒数	人	108	150	
体育事業等参加者数	人	4,700	7,500	
図書館来館者数	人	16,506	30,000	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設				
	校舎	小学校管理事業	市		
		中学校管理事業	市		
		統合学校建設事業	市		
		教職員住宅			
	教職員住宅	教員住宅維持管理業務	市		
		スクールバス			
	・ポート	スクールバス整備事業	市		
		給食施設			
	学校給食用調理機械等整備事業		市		
	学校給食施設保守改修事業		市		
	学校給食配送車更新事業		市		
	その他				
		小学校教育振興事業	市		
		中学校教育振興事業	市		
	(3) 集会施設・体育施設等				
	公民館				
		コミュニティセンター整備事業	市		
		コミュニティセンター管理事業	市		
	体育施設				
		体育施設維持管理事業	市		
		田山スキー場運営事業	市		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
義務教育	スクールバス運行事業	市			
高等学校	高等学校等通学定期購入費補助金交付事業	市			
生涯学習・スポーツ	体育振興事業	市			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設・社会教育関連施設・集会施設・体育施設等の公共施設については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進する。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、次世代へ過度な負担を残さないよう、公共施設の供給量の適正化を推進する。

また、地域のニーズの変化に的確に対応しながら、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

市内 12 の地域振興協議会は、コミュニティセンターを拠点に特色ある地域づくりを推進しているが、人口規模や地理的条件が異なることから、これらにより地域間の取り組みに格差が生じないように、行政との連携と支援の強化が求められる。

また、自治会主体の地域活動においては、20 代、30 代の現役世代の参加が少ない傾向にあり、仕事や家庭の事情を考慮した柔軟な運営や参加しやすい仕組みづくりを通じて、地域活動の持続的な展開が重要である。

(2) その対策

- 女性・若者・移住者・外国人など多様な主体の参画を促進し、地域活動の担い手の確保と活性化を図ることにより、共生社会の実現を目指す。
- 老朽化した集会施設の改修や新設に対する補助制度を継続し、地域コミュニティの基盤強化を進める。
- 集落支援員により地域に応じた取組等を支援する。

対策の目標

指標項目	単位	現況 (R6)	目標 (R12)	備考
コミュニティセンター利用者数	人	63,644	80,000	

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		集落整備	自治会活動支援事業	自治会	
			普通財産管理事業	市	
			協働によるまちづくり事業	地域振興協議会等	

(1) 公共施設等総合管理計画との整合

計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図るとともに、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域に受け継がれている歴史や文化を次世代に伝えていくため、文化財の保護が必要であるが、特に伝統芸能は、少子高齢化や後継者として期待される若者の流出による担い手の不足により、存続が危ぶまれている団体も見受けられることから、集落単位で行われてきた伝承活動を広域的に取り組むことで、伝承者を増やしていくなどの対応が求められている。

また、市内の芸術文化団体などから、多目的な文化交流拠点など、活動の場の充実が望まれている。

(2) その対策

- 市民の文化芸術活動を支援し、活動の発表機会や作品の展示機会などを充実させることで、市民の主体的な文化活動を促進する。
- 市の無形民俗文化財を映像記録として保存するとともに、担い手育成を支援し、伝統文化の次世代への確実な継承を目指す。
- 有形・無形文化財を広く市民に周知し、地域資源としての魅力を再発見する機会を創出する。
- 効率的な文化交流拠点の活用方法を検討し、市民がより質の高い文化芸術に触れる機会を増やす。

対策の目標

指標項目	単位	現況 (R6)	目標 (R12)	備考
活動している伝統芸能の数	団体	13	13	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等				
		地域文化振興施設			
		文化施設整備事業	市		
		博物館施設維持管理事業	市		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
		地域文化振興	文化財保護事業	市	
		埋蔵文化財包蔵地標柱設置事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化振興施設等については、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要の見通しを踏まえ、大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検・診断等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図るとともに、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

市内では、日本初の商業用地熱発電所である松川地熱発電所をはじめ、地熱、水力、風力、木質バイオマス、太陽光など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入が進められており、化石燃料に依存しない持続可能なエネルギー利用のさらなる推進が求められている。

平成28年の電力自由化を契機に地域内での発電と消費を循環させる仕組みとして、令和6年に設立された地域新電力会社「株式会社はちまんたいジオパワー」が、地元発電施設からの電力供給を通じた地産地消の実現に取り組んでいる。これにより、地域経済の活性化と環境負荷の低減を両立する持続可能なエネルギー体制の構築が進められている。

(2) その対策

- 豊富な地熱資源を最大限活用し、発電事業のさらなる拡大を支援する。
- 地熱や水力など再生可能エネルギー発電による電力を地域内で消費し、エネルギー資金の域内循環を図る。
- 雪冷熱、地中熱など、地域特性に応じた熱エネルギーを有効活用し、公共施設の省エネルギー化と脱炭素化を図る。

対策の目標

指標項目	単位	現況 (R6)	目標 (R12)	備考
地域新電力会社市内契約電力	kW	9,701	22,408	
温室効果ガス排出量削減率	%	17.3 (※R4)	46.0	

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	林業振興事業	市	
		再生可能エネルギー推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図るとともに、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

協働による行政経営

市民と行政が協働してまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる環境を整備し、施策・事業に関する積極的な情報公開と双方向の情報共有体制を構築することが必要である。

市の行財政に関しては、将来世代への過度な負担を回避するため、事務事業の評価に基づく効率化や柔軟な見直しを行うとともに、住民の多様なニーズに応える行政サービスを提供することが求められている。また、民間委託や指定管理制度の活用によって地域雇用の創出と行政機能の最適化を図ることが重要である。

(2) その対策

協働による行政経営

- 市民が主体的に市政へ参画し、地域に新たな価値を生み出せるよう情報発信の充実を図るとともに、より多くの市民に親しまれる「広報はちまんたい」を目指す。
- 災害時を含め、あらゆる世代に確実に情報が届くようSNSや防災無線など多様な手段を組み合わせた体制を整備する。
- 将来にわたり安定した市政運営を実現するため、歳入の確保と事務事業の効率化・見直しを図り、費用対効果を高め、持続可能な財政基盤を築き、将来世代の負担を抑える。

対策の目標

指標項目	単位	現況(R6)	目標(R12)	備考
市ホームページページビュー数	PV	150万	160万	
広報はちまんたい満足度	%	89.7	90.0	
実質公債費比率	%	13.8	10.4	

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		ホームページ管理運営事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

計画的な維持管理を推進し、既存公共施設等の有効活用を図るとともに、施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、管理・運営方法を見直しつつ、これまでの住民サービスを可能な限り維持し、効率的な管理・運営により公共施設等の経営を推進する。

14 事業計画(令和8年度～12年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	移住・定住	定住対策事業 (事業内容)市外に居住している人に対し定住促進情報を提供する。 (事業の必要性)人口減少を食い止めるため社会減を食い止める必要がある。 (事業効果)人口減少率の鈍化につながる。	市	
	地域間交流	出会い支援事業 (事業内容)出会い支援事業に対して支援を行う。 (事業の必要性)出会いの機会を創出し、成婚に結び付けることが求められる。 (事業効果)少子化対策が図られる。	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	第一次産業	振興作物推進事業 (事業内容)リンドウ、ほうれん草の産地維持拡大を支援する。 (事業の必要性)若手経営者の育成及び産地振興につなげる支援の必要がある。 (事業効果)リンドウ、ほうれん草の販売数量、販売額の向上につながる。	生産組合等	
		りんどう品種開発事業 (事業内容)オリジナル品種の開発等を行う。 (事業の必要性)オリジナル品種の開発普及により生産意欲を喚起する必要がある。 (事業効果)新規需要の拡大及び所得の向上につながる。	市	
		安代りんどう品種海外活用事業 (事業内容)安代りんどうの国際ブランド化の支援を行う。 (事業の必要性)安代りんどうの世界的なブランド価値を高めていく必要がある。 (事業効果)生産者の所得向上と農業振興につながる。	市	
	当農振興支援対策事業 (事業内容)系統出荷農家等へ支援を行う。 (事業の必要性)地域の特性を生かした産地づくりが求められている。 (事業効果)農業経営安定による農業所得の向上につながる。	市		

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	第一次産業	畜産施設管理事業 (事業内容) 公共牧野の管理運営に対して助成する。 (事業の必要性) 資材・資料の高騰により農家負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 農家の負担軽減及び受胎率の向上につながる。	市	
		畜産振興事業 (事業内容) 畜産農家に対して経営安定支援を行う。 (事業の必要性) 価格変動が大きい中、経営安定の向上が求められる。 (事業効果) 農家戸数の維持及び所得の向上につながる。	市	
		有害鳥獣対策事業 (事業内容) 県・猟友会と協力した個体数管理、侵入防止、環境整備、人材育成を行う。 (事業の必要性) 有害鳥獣による農作物被害や人身被害が増加傾向にあり、市民生活に影響を与えているため。 (事業効果) 人身被害の防止や農作物被害の軽減につながる。	市	
	商工業・六次産業化	商店街活性化事業 (事業内容) 商工会が行う商店街活性化推進事業に対して支援する。 (事業の必要性) 地元購買率の向上が求められている。 (事業効果) 地元商店街の活性化と地元購買率の向上が図られる。	商工会	
		大更駅周辺賑わい創出事業 (事業内容) 市道大更駅前線沿道商業用地における新規事業者の店舗の建築、設備の工事に対して補助する。 (事業の必要性) 地域の商業機能の維持が求められる。 (事業効果) 新規事業者の出店により商店街の活性化及び機能の維持が図られる。	市	
		商工振興対策事業 (事業内容) 商工会が行う市内商工振興対策事業に支援する。 (事業の必要性) 地元企業の活性化が求められている。 (事業効果) 市全体の魅力化が図られる。	商工会	
		物産振興事業 (事業内容) 市の特産品を販売する物産振興会に対して助成する。 (事業の必要性) 物価高騰等により事業者への支援及び事業者の育成が必要な状況となっている。 (事業効果) 地域産業が活性化する。	市	
		産業まつり開催事業 (事業内容) 産業まつりを開催するために組織した実行委員会に対して助成する。 (事業の必要性) 市内産業の活性化が求められている。 (事業効果) 市内産業の魅力が広く認識される。	実行委員会 等	
		温泉産直施設維持管理事業 (事業内容) 施設の維持管理を行う。 (事業の必要性) 施設の老朽化が進んでいる。 (事業効果) 利用者が安全・安心・快適に利用できる状態が維持される。	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	商工業・六次産業化	特産品開発・販路拡大支援事業 (事業内容) 新商品の開発や販路開拓を行う事業者を支援する。 (事業の必要性) 観光客満足度調査においてレストラン、買い物の満足度が著しく低く、満足度向上の必要がある。 (事業効果) 観光業と第一次産業の連携による持続可能な地域経済が構築される。	市	
		体験型観光推進事業 (事業内容) 体験型観光を行う事業者を支援する。 (事業の必要性) コト消費のニーズが高まっており、体験型観光の推進が求められている。 (事業効果) 観光業と第一次産業の連携による持続可能な地域経済が構築される。	市	
		八幡平ブランド展開支援事業 (事業内容) 八幡平ブランドの価値を高める事業を行う。 (事業の必要性) 地域間競争が激しくなっており、八幡平ブランドの確立が求められている。 (事業効果) 八幡平ブランドが確立し、地域が活性化する。	市	
	観光	スポーツツーリズム推進事業 (事業内容) 市内体育施設を活用した合宿に対して支援する。 (事業の必要性) 市体育施設の利活用と交流人口の増加が求められている。 (事業効果) 交流人口の拡大及びスポーツ振興が図られる。	実行委員会等	
		観光振興対策事業 (事業内容) 観光協会に対して観光誘客に対する事業に補助する。 (事業の必要性) 観光誘客拡大に向けた取組が求められている。 (事業効果) 誘客を通じた観光振興が図られる。	観光協会等	
		観光施設維持管理事業 (事業内容) 市内観光施設の維持管理を行う。 (事業の必要性) 観光施設の適正な維持管理が求められている。 (事業効果) 誘客を通じた観光振興が図られる。	市	
		八幡平・安比地区2次交通機関対策事業 (事業内容) 盛岡駅から主要観光地までのバス運行に対して補助する。 (事業の必要性) 観光客の利便性を高め、競争力を高めることが求められている。 (事業効果) 観光客入込数の増加による観光産業の活性化が図られる。	事業者	
		地域DMO事業 (事業内容) DMO機能を事業者と連携可能な観光協会に委託する。 (事業の必要性) 観光地域づくり法人としての活動が求められている。 (事業効果) 地域経済の活性化につながる。	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	観光	観光プロモーション推進事業 (事業内容) 市内事業者等に対してプロモーションに必要な経費に補助する。 (事業の必要性) 積極的な発信力を高めることが求められる。 (事業効果) 観光客の増加が期待できる。	観光協会等	
		観光客誘致対策事業 (事業内容) 観光パンフレットの作成、ホームページの維持更新、花巻空港電飾掲示広告を行う。 (事業の必要性) 観光客に向けての発信、情報提供が求められている。 (事業効果) 観光客の増加が期待できる。	市	
	企業誘致	起業志民プロジェクト事業 (事業内容) ITによる起業を志す者に対して、技術・知識を教えるとともに、大企業等のビジネスパートナーをサテライトオフィス等の形で呼び込むための支援を行う。 (事業の必要性) 市内で時代に即した新たな成長産業の創出・集積が求められている。 (事業効果) 新たな起業家及び雇用が生まれる。	市	
		GX 産業団地整備事業 (事業内容) 地熱発電由来の電力 100%で操業可能な、産業団地を整備し、企業誘致を行う。 (事業の必要性) 豊富な脱炭素電源の活用と、地域に「稼ぐ」次世代の成長産業の育成が求められている。 (事業効果) 企業誘致による民間の旺盛な設備投資を促進し、雇用創出と税収増を図る。	市	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	公共交通	コミュニティバス運行事業 (事業内容) 各地域をカバーする交通としてコミュニティバス、各地域を結ぶ交通として幹線バスの運行を行う。 (事業の必要性) 交通弱者の生活に必要な生活交通路線及び広大な市域を結ぶ幹線交通を確保する必要がある。 (事業効果) 利便性の向上及び定住促進につながる。	市	
	その他	公共交通機関利用促進事業 (事業内容) 公共交通機関、施設（鉄道、高速バス、路線バス、高速自動車道 SA 等）の利用促進及び維持を図るため交通事業者等に対して支援する。 (事業の必要性) 通院、通学のための生活交通の維持及び観光客の誘客を図るため市内と市外をつなぐ広域交通が必要である。 (事業効果) 利便性の向上及び交流人口の増加につながる。	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	生活	住宅水洗化リフォーム支援事業 (事業内容)水洗化リフォームを行う費用に対して助成する。 (事業の必要性)住環境の向上を図る必要がある。 (事業効果)住環境の向上、公共用水域の水質保全及び地域経済の活性化につながる。	市	
	防災・防犯	交通安全協会補助事業 (事業内容)市交通安全協会に対して活動費を支援する。 (事業の必要性)交通安全の理解促進と交通事故の減少を図る必要がある。 (事業効果)交通死亡事故の抑制につながる。	交通安全協会	
		防犯協会補助事業 (事業内容)市防犯協会に対して活動費を支援する。 (事業の必要性)防犯地域安全の理解促進と刑法犯罪件数の減少を図る必要がある。 (事業効果)刑法犯罪件数の抑制につながる。	防犯協会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業 (事業内容)学童保育クラブの管理運営費に対して支援をする。 (事業の必要性)児童の安全で健やかな成長を図る必要がある。 (事業効果)保護者が安心して預け働くことができ、少子化対策につながる。	市等	
		副食材料費給付事業 (事業内容)各家庭が負担している副食費に対して補助する。 (事業の必要性)保護者の経済的負担軽減が求められている。 (事業効果)保護者の負担軽減による子育て支援の充実につながる。	市	
		私立保育所整備事業 (事業内容)私立こども園の運営法人に対して園舎の建替えに係る費用を補助する。 (事業の必要性)現園舎が耐用年数に達し、よりよい保育環境を提供していくために園舎を建替える必要がある。 (事業効果)子育てしやすい環境が提供される。	私立こども園	
		私立保育所等一時保育促進事業 (事業内容)私立保育所等が実施する一時保育事業に対して補助する。 (事業の必要性)家庭における一時的保育困難対応が求められている。 (事業効果)子どもの安全な保育と保護者支援による児童福祉の充実につながる。	私立保育所等	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	<p>私立保育所等運営事業 (事業内容)私立保育所等が実施する加配事業及び看護師の雇い入れに対して支援する。 (事業の必要性)加配事業や乳児の受入れ拡大が求められている。 (事業効果)待機児童減少等における児童福祉の充実につながる。</p>	私立保育所等	
		<p>地域子育て支援拠点事業 (事業内容)未就学児とその保護者に、相談及び集いの場を提供する事業所に対して補助する。 (事業の必要性)育児相談や交流の場を設けることが、良好な子育て環境につながる。 (事業効果)子どもの健やかな成長促進による児童福祉の充実につながる。</p>	事業者	
	高齢者・障害者福祉	<p>シルバー人材センター運営事業 (事業内容)シルバー人材センター運営費に対して補助する。 (事業の必要性)高齢者の就業の機会確保と社会参加による自立促進の必要がある。 (事業効果)高齢者の就業機会確保と自立促進につながる。</p>	シルバー人材センター	
	健康づくり	<p>医療費助成事業 (事業内容)医療費の助成を行う。 (事業の必要性)医療費に係る経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果)福祉施策の充実による人口減少抑制につながる。</p>	市	
		<p>生活習慣病予防事業 (事業内容)生活習慣病の抑制のため各種健診（検診）受診に対して助成する。 (事業の必要性)生活習慣病の早期発見・早期治療が求められている。 (事業効果)疾患の重症化及び医療費負担の抑制が図られる。</p>	市	
		<p>予防接種事業 (事業内容)疾病の発症を予防するため予防接種を行う。 (事業の必要性)疾病の発症及び蔓延、重症化を抑制し市民の健康を守ることが求められている。 (事業効果)市民の健康を守り、感染予防の知識の普及が図られる。</p>	市	
その他	<p>母子保健事業 (事業内容)対象者が妊娠及び出産した際に妊婦のための支援給付金を支給する。 (事業の必要性)少子化対策が求められている。 (事業効果)少子化の鈍化が期待される。</p>	市		

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	その他	地域医療推進事業 (事業内容)休日における医療及び救急医療を確保する。 (事業の必要性)休日及び救急時における高度な医療で市民の健康を守ることが求められている。 (事業効果)早期治療が受けられる。	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業 (事業内容)児童生徒の通学を支援するためスクールバスを運行する。 (事業の必要性)児童生徒の通学時の安全確保及び負担解消が必要である。 (事業効果)より良い教育環境の整備が図られる。	市	
	高等学校	高等学校等通学定期購入費補助金交付事業 (事業内容)公共交通機関を利用する高校生に対して通学定期の一部を助成する。 (事業の必要性)保護者負担の軽減が求められている。 (事業効果)より良い教育環境の整備が図られる。	市	
	生涯学習・スポーツ	体育振興事業 (事業内容)スポーツ振興事業に対して支援する。 (事業の必要性)幅広い年齢層に対してスポーツに親しみ健康で明るいまちづくりが求められている。 (事業効果)市民スポーツ活動の充実及び交流人口の拡大が図られる。	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	集落整備	自治会活動支援事業 (事業内容)自治会が行う活動に対して支援する。 (事業の必要性)活動の活性化が必要である。 (事業効果)自治会活動の活性化と集落維持が図られる。	自治会	
		普通財産管理事業 (事業内容)公共施設総合管理計画に基づく普通財産の解体撤去を行う。 (事業の必要性)財産の適正な管理が求められている。 (事業効果)未利用財産の処分に伴う経費の削減が図られる。	市	
		協働によるまちづくり事業 (事業内容)地域が自ら考える活動に対して助成する。 (事業の必要性)地域ニーズに合った事業の実施による活性化が求められている。 (事業効果)地域の活性化及び住民連携、協働の促進が図られる。	地域振興協議会等	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	文化財保護事業 (事業内容)市指定文化財等の保護継承に係る事業に支援する。 (事業の必要性)少子高齢化に伴い市指定文化財等の保護継承が課題となっている。 (事業効果)市指定文化財等の保護継承により歴史を共有し、郷土への誇りと愛着が深まる。	市	
		埋蔵文化財包蔵地標柱設置事業 (事業内容)市埋蔵文化財包蔵地標を設置する。 (事業の必要性)埋蔵文化財を広く周知する必要がある。 (事業効果)市埋蔵文化財の保護及び観光資源としての活用による観光客の増加が図られる。	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	再生可能エネルギー 利用	林業振興事業 (事業内容)薪・ペレットストーブの導入経費の一部を助成する。 (事業の必要性)森林資源の利活用による循環型エネルギー利用の促進が求められている。 (事業効果)森林資源の利活用促進と木材関連産業の活性化が図られる。	市	
		再生可能エネルギー推進事業 (事業内容)温室効果ガス排出量を削減する。 (事業の必要性)温室効果ガスの排出量の削減により、地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会の実現を求められている。 (事業効果)脱炭素社会の推進が図られる。	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展 特別事業			
		ホームページ管理運営事業 (事業内容)行政情報の提供を行う市公式ホームページを管理運営する。 (事業の必要性)迅速な行政情報の提供が求められている。 (事業効果)市民生活の利便性が図られる。	市	